

(仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書に対する
滋賀県知事意見

(仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業（以下「本事業」という。）に係る環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

今後の手続きを進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者、近隣の工場等に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。

- (2) 対象事業実施区域の北側に隣接する造成済みの土地については、対象事業実施区域と一体で工業団地を形成するものと考えられる。環境影響評価に当たっては、当該土地における事業等も考慮の上、必要な調査、予測および評価を行い、本事業の実施による環境への影響の回避または低減を図ること。

- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

- (1) 大気環境および騒音・振動

大気質について、蒲生地域気象観測局における風配状況からは、対象事業実施区域の西側に位置する湖南サンライズ付近にも影響を及ぼすことが懸念されるため、当該地域において大気質の予測および評価を行うこと。

調査、予測および評価に当たっては、対象事業実施区域の周辺には特別養護老人ホームや住宅等が多数位置していること、国道 307 号の通勤時間帯は特に交通量が多く、対象事業実施区域の周辺はアップダウンやカーブが多く慢性的に交通渋滞が生じやすい路線特徴であることなどを十分考慮し、必要に応じて調査回数の追加等を検討すること。

- (2) 水環境および生物環境

水質の調査地点については、本事業の実施に伴う影響を適切に調査、予測および評価

するため、対象事業実施区域の直下等、より近傍に調査地点を設定することについて検討すること。

また、対象事業実施区域の周辺は、濁水防止の取組など環境に配慮した農業が営まれている地域である。そうした地域の取組状況等を踏まえ、河川の底質、さらに水生生物についても影響を予測および評価できる調査地点の追加を検討すること。

流出量の変化に伴う利水への影響評価に合理式は適切でないため、別途、低水評価手法を検討すること。

(3) 景観

景観の保全に当たっては、工作物を樹木で遮蔽することが重要である。植栽した樹木は残置された樹木に比べて生育が悪くなることを踏まえ、土地利用計画から景観上の影響が懸念される地点がある場合は、当該地点の調査および予測地点への追加を検討すること。

(4) 廃棄物

対象事業実施区域において伐採される樹木について、適切な現存量の調査、予測および評価を行い、可能な限り再利用を行うなど環境負荷の低減に配慮すること。